

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

物件番号	所在地	登記地目	構造	数量	都市計画上の制限等	売却価格
1201	徳島市川内町宮島錦野42番9	宅地	—	163.97㎡	市街化調整区域(指定なし)	¥4,120,000—
1202	鳴門市里浦町里浦字花面144番10	宅地	—	193.61㎡	市街化区域(一種住居)	¥2,620,200—
1203	阿南市那賀川町中島674番1	畑	—	176.06㎡	市街化区域(準工業)	¥3,340,000—
1204	阿南市那賀川町中島692番外1筆	宅地	—	629.67㎡	市街化区域(準工業)	¥10,600,000—
1206	阿波市阿波町下原74番1	原野	—	352.68㎡	都市計画区域外(指定なし)	¥752,000—
1207	三好市池田町シンマチ1529番6	宅地	—	162.02㎡	非線引都市計画区域(一種住居)	¥2,300,000—

(注) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。)であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約(明示型)

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。なお契約の締結は、契約書に定める約定報酬額に対する予算の措置がなされた日以降に行うものとする。

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書(案)のとおり。

6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な(1)の書類を、(3)に示すいずれかの方法により(2)宛に提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1部
- ② 法第6条の規定により交付された免許証(写) 1部

(2) 申込書等の提出先

四国財務局徳島財務事務所管財課

所在地：徳島県徳島市万代町3丁目5番地
徳島第2地方合同庁舎2階

電話番号：088-622-5181

(3) 提出方法

① 受付期間

令和7年4月1日(火)から令和7年5月23日(金)まで。

② 持参による提出

持参による申込書等を提出する場合の受付時間は、8時30分から12時、13時から17時15分まで(土・日曜日及び祝日を除く。)とする。

③ 郵送による提出

郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。

④ 上記②、③以外の方法による提出を希望する場合には、下記8の問い合わせ先に連絡すること。

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

四国財務局徳島財務事務所管財課

所在地：徳島県徳島市万代町3丁目5番地
徳島第2地方合同庁舎2階

電話番号：088-622-5181

以上公告する。

令和7年2月17日

分任支出負担行為担当官 四国財務局徳島財務事務所長 福谷 清